

# <論点②> 料金のあり方 (説明資料)

令和元年8月9日

総務省自治財政局公営企業課

# 料金の考え方

# 総括原価主義について(概要)

○ 公営企業の料金の設定に関しては、**総括原価主義**により定めるものとされている。

⇒ 公営企業の料金 = **(狭義の)原価 + 事業報酬**

地方公営企業法(昭和27年法律第292号) (抄)  
(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、**能率的な経営の下における適正な原価**を基礎とし、**地方公営企業の健全な運営を確保することができるもの**でなければならない。

※「地方公営企業の健全な運営を確保することができるもの」の趣旨について、総務事務次官通知(昭和27年9月29日自乙発第245号)において、事業報酬である旨を明らかにしている。

## (狭義の)原価の考え方

- 原価は、**営業費、支払利息等経営に要する費用**であって、いわゆる**資金収支上の不足額をそのまま料金原価に含めることは適当でない**
- 原価は、あくまでも**合理的、能率的な経営のもとにおける原価**でなければならない
- **料金として回収する必要のないものは、料金原価に含ませるべきでない**

+

## 事業報酬の考え方

- 地方公営企業の健全な運営を確保する上で必要な資金を内部に留保するため、料金には、**適正な率の事業報酬**を含ませることが適当
- **外部資金に頼ることができない維持・改良等のための所要資金や災害に備えるための資金を内部に留保していくことが必要**

(参考) 地方公営企業の料金にかかる法令の規定等について

# 法令の規定等について①

## 地方公営企業法(昭和27年法律第292号) (抄)

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、**能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬ。**

【昭和41年改正以前の第2項】

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、且つ、これを決定するに当たっては、**地方公営企業の収支の均衡を保持させるように適切な考慮が払われなければならない。**

## 地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(公営企業に係る部分)の施行に関する取扱いについて(昭和27年9月29日自乙発第245号) 最終改正:平成27年4月14日総財公第78号 総務事務次官通知

### 第一章 地方公営企業法の施行に関する取扱いについて

#### 第三節 財務に関する事項

##### 四 料金

地方公営企業の給付について、地方公共団体は料金を徴収することができるものである(法第21条第1項)が、**当該料金は公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬものであること(法第21条第2項)。**この場合の原価は、**営業費、支払利息等経営に要する費用**であって、いわゆる資金収支上の不足額をそのまま料金原価に含めることは適当でないこと。また、地方公営企業が健全な経営を確保する上で**必要な資金を内部に留保するため**、料金には、**適正な率の事業報酬**を含ませることが適当であること。

なお、地方公営企業の料金には、地方自治法第225条の使用料に該当するものがあるが、使用料に該当する料金に関する事項は条例で定めなければならないものであること(地方自治法第228条)。また料金の決定については、**他の事業法等の法令の適用を排除しているものではないこと。**

## 法令の規定等について②(地方公営企業法逐条解説)

### 【原価について】

ここでいう原価は、資本報酬ないし事業報酬を含まない意味に使われていると解され、公益事業料金について一般に使用されている事業報酬を含んだ意味での総括原価よりも狭い。したがってこの場合の原価は損益計算上の費用すなわち営業費のほか支払利息等経営に要する費用をいうものである。原価主義とはこのような費用がすべて料金として回収されるに足るだけの料金水準を設定しなければならないということである。企業は損益計算上の費用全額が料金に算入されていても、企業債の元金償還、建設改良費等資金的に不足を生ずる場合があるが、このような資金需要はここにいう原価には含まれない。この資金需要は次に述べる事業報酬として処理される必要額が調達されるべきものである。

なお、料金コストを引き下げる目的で交付される国庫補助金や負担区分として一般会計等において負担する経費は料金原価に算入する必要はない。

(出典)改訂地方公営企業法逐条解説(平成10年)

## 法令の規定等について③(地方公営企業法逐条解説)

### 【事業報酬について】

地方公営企業は収益事業として行われる特殊のものを除き、一般に営利を目的とするものではないので利潤は必要でないといわれる。しかし公営企業の料金は、原価さえ回収されて損益収支がゼロになればそれでよいかということ必ずしもそうではない。地方公営企業のサービスの需要は社会経済の発展に伴って不断に増大していくものであり、このような需要の増大に即応してサービスの提供を継続していくためには、施設の建設拡張が必要となる。地方公営企業の建設改良資金は、その大部分を企業債によってまかなうものであるが、企業債原資との関係もあって企業債政策上も建設費の全額を企業債によって調達することは認められていない。たとえ企業債政策上建設費の全額について起債が認められるとしても、将来における利息の増大を考えるとその全額を借入金によることは企業の好ましい運営方法とはいえない。このような事情から建設改良費の一定部分は企業自身の経営の中から内部資金として留保し蓄積していく必要がある。(中略)このような内部留保は、会計上はコストそのものではなく、コストを上回る剰余であることは間違いない。しかしこの剰余は、余ったもの、なくてもよいものではなく企業の経営にとって必要なものである。この剰余に当たる部分が事業報酬と呼ばれ地方公営企業についても一定の事業報酬を料金に算入することが必要となってくる。

(出典)改訂地方公営企業法逐条解説(平成10年)

# 法令の規定等について④(留意事項通知)

## 第2. 公営企業の計画的経営の推進に関する事項

### 2 「投資・財政計画」の策定

#### (4) 「財源試算」の取りまとめ

##### ② 財源構成の検討

ア 公営企業の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、公営企業の健全な経営を確保することができるものであること。

このようなあり方を踏まえ、次の点に留意して料金確保に取り組む必要があること。

(ア) 料金の算定に当たっては、原価（減価償却費や資産維持費等を含む。）を基に料金を算定することが必要である。住民福祉の増進のために最少の費用で最大の効果をあげるためには、経営改善・合理化をより一層徹底することにより、原価を極力抑制すべきであること。

エ 世代間負担の公平と経営健全化維持の双方の観点から、一定程度の自己資金を確保することが望まれること。料金等の額を決定する場合には、この点についても勘案し、適正な率の事業報酬を含ませることが適当であること。

なお、自己資金については、能率的な経営を行ったことにより確保されたものであることを明確にするとともに、今後の合理的な経営見通しの提示、自己資金の使用目的や使用時期等を的確に説明することが求められること。



## 法令の規定等について⑤(昭和41年地方公営企業法改正時資料)

問 改正案では、料金に対する考え方はどのように変わるのか。

答 料金に対する考え方については従来と変わりなく、地方公営企業の料金が原価主義によって決定されるべきであり、かつ、その原価は能率的な経営の下における原価であることをより一層明らかにしたものである。なお、原価主義をとる場合、**負担区分に基づいて一般会計等が負担すべき経費を料金原価に含めないことは当然**であり、また資金収支上の不足額を料金原価に含めるべきでないことも当然であるが、一方、**地方公営企業の実体資本を維持するための適正な資本報酬は料金原価に含めるべき**ものである。

問 出資に対する納付金の財源は料金に含まれないと考えるがどうか。

答 借入資本である企業債の利息を料金原価に含めるように自己資本といえども投下資本に対する報酬を料金原価に含めるべきことは当然である。もちろん、この場合負担区分に基づく出資に対する報酬を含めないことはいうまでもない。したがって、**負担区分に基づく出資以外の出資に対する納付金の財源は、資本報酬として料金原価に含まれる**。なお、公営電気事業の場合、自己資本に対する報酬率は5%、公営ガス事業の場合は固定資産に対して2%の報酬を料金算定にあたってみこむこととされている。

## 法令の規定等について⑥(昭和41年地方公営企業法改正時資料)

問 「健全な運営を確保することができる料金」とは具体的にはどういうことか。

答 地方公営企業は永続し、不断の需要増とサービス改善の要求に応じて拡大発展を遂げて行くべきものであり、また企業には通常災害その他不測の危険がつきまとうものである。したがって、地方公営企業は、外部資金に頼ることができない維持・改良等のための所要資金や災害に備えるための資金を内部に留保していくことが必要であり、このような内部留保資金を有しない企業は健全な運営をしているとはいえない。健全な運営を確保することができる料金とは、このような観点から、単に損益計算上収支ゼロとなる料金に止らず、上述のような所要内部留保資金を留保し得る料金でなければならないことを意味するものである。なお、この場合所要資金の留保とは、決して単なる資金収支上の不足額を便宜的に料金でまかなうことを意味するわけではなく、適正な事業報酬を料金におり込むことによって所要資金の留保を図るのである。

# 法令の規定等について⑦(昭和40年地方公営企業制度調査会答申)

## 【事業共通】

### 七 料 金

地方公営企業の大部分を占める公益事業にあつては、その料金は、原価主義を原則とする。この場合の原価は、あくまでも合理的、能率的な経営のもとにおける原価でなければならないことは当然である。料金原価に含まれる範囲は、営業費、支払利息等経営に要する費用及び企業としての実体資本を維持するための適正な資本報酬とすべきである。この場合、後述の負担区分に基づいて地方公共団体の一般会計又は国において負担する費用であつて料金として回収する必要のないものは、料金原価に含ませるべきでないことはいうまでもない。

これまで一部地方公営企業においてみられたように資金収支上の不足額を全部料金原価に含めるような方式は、改めるべきである。資金収支上の不足額については、必要に応じ借替債の発行等を検討すべきである。

(出典)昭和40年10月12日地方公営企業制度調査会答申

# 法令の規定等について⑧(昭和40年地方公営企業制度調査会答申)

## 七 料 金

地方公営企業のうち主な事業の料金についての考え方は、次のとおりである。

### 1 水道事業

水道料金は、諸外国の事例、国民生活に及ぼす影響等からみて必ずしも高いとは考えられないので、**原価主義により決定し、水道事業の独立採算を堅持すべきである**。ただし、原価主義によって料金を決定するとすれば、地理的条件等により住民生活に著しい影響を及ぼすほどの**高料金水準となるものがあれば、例外的に国において財政援助措置を講ずることが必要**である。

なお、水道料金については、その公共性のゆえに従来資本報酬を見込むべきでないという考え方があり、事実料金算定にあたって見込んでいない場合が少なくないが、水道事業の健全な維持発展のためには**適正な資本報酬を見込むことが必要**であろう。

水道料金体系については、個別原価主義に立脚すべきであるが、水道事業がきわめて公共性の高い事業であることにかんがみ、必要最小限度の生活用水は、低廉に供給できるよう適切な配慮が望ましい。したがって、日常生活に不可欠な用水とそれ以外の用水の間には格差を付することとするほか、消費量の増大に伴って料金を逡増する体系を検討すべきである。

また、同一水道内における料金は、**原則として一律とすることが望ましいが、地域によりとくに費用が割高となるものについては不均一料金の設定も考慮すべき**である。

### 2 工業用水道事業

工業用水道の料金は、**個別原価主義に基づいて地方公共団体が自主的に決定できるようにすべき**である。

国が国家的見地から料金水準の引下げをはかるために建設費の一部を負担する場合においても国がその責任において必要な財政的裏付けを講じないで一定の単価を定め、地方公共団体に強制するような措置はとるべきでない。

### 3 交通事業

バス事業については、**適正な原価を償うに足る料金を設定し、独立採算を堅持すべき**である。

(中略)

地下鉄事業については、利用者の負担能力、競争関係にあるバス、路面電車、国鉄等の料金との関係から**原価主義によって料金を決定することは困難**なのが通例であるので後述のように**地方公共団体の一般会計又は国からの財政援助が必要**であるが、現行地下鉄料金の水準は、原価に対して不当に低いきらいがあるので路面電車やバスに対する速度の点をも考慮のうえ早急に是正する必要がある。

### 5 電気事業

卸電気料金については、現在地方公共団体と電力会社双方の話し合いで決定されているが、より一層客観的な基準と計算で算定されるような方式を検討するとともに、料金について話し合いがつかない場合には、地方公共団体の申請により、自治大臣及び通信産業大臣が協議して調停を行なう等の道を開くべきである。卸電気料金をどのように定めるかについて種々論議があるところであるが、現在の**料金の算定基準では企業債の償還が終わると急速に料金が低くなるような仕組みになっている**ので、少なくとも**企業債の償還が終わっても適切な資本報酬を認める**よう再検討すべきである。

### 6 公共下水道事業

公共下水道事業は、**雨水排除の目的を**あわせ持っている**のでその運営に要する費用のすべてを料金収入でまかなうことは不適當**であるが、**汚水の排除及び処理に要する費用については分割して独立採算をはかるべき**であり、その見地に立って適正な料金を設定すべきである。

(参考) 事業毎の法律の規定等について

# 水道料金に係る水道法の規定等について

## 水道法(昭和32年法律第177号) (抄)

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
- 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

## 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号) (抄)

第12条 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。
- 二 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。
  - イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額
  - ロ 支払利息と資産維持費との合算額 ※平成11年12月28日の水道法施行規則の改正により、「資産維持費」を導入
  - ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額
- 三 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

## 水道料金算定要領(平成27年2月改定 公益社団法人日本水道協会) (抄)

### 2. 総括原価 (1)基本原則

水道料金は、過去の実績及び社会経済情勢の推移に基づく合理的な給水需要予測と、これに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定しなければならない。



# 電気料金に係る電気事業法(自由化前)の規定等について

## 電気事業法(昭和39年法律第170号) (抄)

第19条 一般電気事業者は、一般の需要(特定規模需要を除く。)に応ずる電気の供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
- 二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 三 一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

## 一般電気事業供給約款料金算定規則(平成11年通商産業省令第105号) (抄)

第2条 法第十九条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする一般電気事業者は、四月一日又は十月一日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間(以下「原価算定期間」という。)を定め、当該期間において電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額(以下「原価等」という。)を算定しなければならない。

2 四月一日を始期とする原価算定期間を定めた場合にあつては、前項で定める原価等は、事業年度ごとに次条の規定により算定される営業費及び第四条の規定により算定される事業報酬の合計額から第五条の規定により算定される控除収益の額を控除して得た額(以下「期間原価等」という。)を合計した額とする。

# ガス料金に係るガス事業法(自由化前)の規定等について

## ガス事業法(昭和29年法律第51号) (抄)

第17条 一般ガス事業者は、ガスの料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 一般ガス事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

## 一般ガス事業供給約款料金算定規則(平成16年経済産業省令第16号) (抄)

第2条 法第十七条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする供給約款(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業に係るものを除く。以下同じ。)で設定する料金を算定しようとする一般ガス事業者は、原価算定期間として、当該事業者の事業年度の開始の日又はその日から六月を経過する日を始期とする三年間(変更しようとする供給約款で設定する料金を算定しようとする事業者にあつては一年を単位とする一年以上の期間)を定め、当該期間においてガス事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額(以下「総原価」という。)を算定しなければならない。

2 前項の総原価は、第四条の規定により算定される営業費の額、第五条の規定により算定される営業費以外の項目の額及び第六条の規定により算定される事業報酬の額の合計額から第七条の規定により算定される控除項目の額を控除して得た額とする。



## 原価の考え方

# 水道事業における給水原価の算出方法

地方公営企業会計基準の見直しにより、平成26年度から**みなし償却制度を廃止**し、償却資産の取得に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上した上で、**減価償却見合い分を、順次収益化**することとしたことに伴い、繰出基準における給水原価等の算出方法についても、平成28年度より下記のとおり改正。

○ 料金回収率 = (料金単価 / 給水原価) × 100 (法適・法非適で異なる)

料金単価 = 給水収益 ÷ 年間総有収水量

【法適用事業の場合】

給水原価 = { 経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費) - **長期前受金戻入** } ÷ 年間総有収水量

・経常費用の費用構成内訳

職員給与費、支払利息、**減価償却費**、動力費、光熱水費、通信運搬費、修繕費、材料費、薬品費、

路面復旧費、委託料、負担金、受水費、受託工事費、附帯事業費、材料及び不用品売却原価、その他費用

【法非適用事業の場合】

給水原価 = (総費用 - 受託工事費 + **地方債償還金** - 繰上償還金分) ÷ 年間総有収水量

・総費用の費用構成内訳

職員給与費、支払利息、動力費、光熱水費、通信運搬費、修繕費、材料費、薬品費、路面復旧費、

委託料、負担金、受水費、受託工事費、その他費用

(出典)平成31年4月1日付け総財第30号通知「水道事業における資本費等の算出方法について」

# みなし償却制度について(昭和39年度～平成25年度)

- 「みなし償却制度とは、地方公営企業の固定資産で、資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得したもののについては、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価または帳簿価額とみなして、各事業年度の減価償却額を算出することができる制度である（地方公営企業法施行規則第8条第4項、第9条第3項）。」（出典）地方公営企業会計制度等研究会報告書（平成21年12月総務省）
- みなし償却を行うかどうかは、下記参考にあるとおり、それぞれの団体において決めるべきものとの考え方に立っていた。しかしながら、「みなし償却制度を採用した場合、貸借対照表上、補助金充当部分は減価償却されないこととなり資産価値の実態を適切に表示していないこと」及び「その採用が地方公営企業の任意とされているため、その採用の有無により、財務諸表の構造が大きく異なってくる」（「地方公営企業会計制度等研究会報告書」（平成21年12月総務省）（抜粋））ことから、みなし償却制度は廃止された。

(参考)

みなし償却を行うべきかどうかについては、当該施設の耐用年数経過後に再投資を行おうとする場合に補助金の交付が受けられるか等が不明であること、また、実体資本の維持あるいは経営健全化の観点等から、これに消極的な見解がある。一方、みなし償却を行わないとすれば、補助金や負担金相当額が減価償却費として費用化され、料金に算入されることになり、補助目的、負担金徴収の趣旨等との関連で問題が生じる場合があるとする考え方もあり、一義的にどちらかに割り切れるだけのものがないのが現状である。従って、当該団体の経営状況、再投資に係る資金の見通し等を総合的に勘案し、それぞれの団体においてその採否を判断せざるを得ないものと考えられる。

(出典)水道事業における固定資産の減価償却に関する調査研究報告書(昭和60年2月財団法人自治総合センター)

# 補助金等により取得した固定資産の償却制度等(新たな会計処理方式)

## 改正後

償却資産の取得に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上した上で、減価償却見合い分を、順次収益化（改良の場合も同様）。

X年度期末に補助金（長期前受金）50億円及び企業債50億円をもとに100億円の資産Aを購入したと仮定。  
 ※耐用年数10年、残存価額0円、定額法により償却した場合

### 損益計算書（購入時）

（計上なし）

### 貸借対照表（購入時）

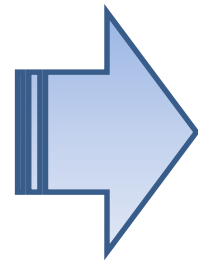
●資産	●負債
資産A 100億円	企業債 50億円
	長期前受金 50億円

### 損益計算書（X+6年度）

（費用）  
 減価償却費 10億円

（収益）  
 長期前受金戻入 5億円

### 貸借対照表（X+6年度）



減価償却対象  
100億

●資産	●負債
(減価償却累計額 $\Delta 60$ 億円)	(企業債償還 $\Delta 30$ 億円)
資産A 40億円	(長期前受金償却 $\Delta 30$ 億円) ※収益に振替
	企業債 20億円
	長期前受金 20億円

※定額法で、償却年数経過時点で残存価額0円となるように償却とした場合の例であり、実際の処理では、実際に行っている減価償却方法に沿った処理が必要

# 水道料金の算定における長期前受金戻入の取り扱いについて

## 水道料金算定要領(平成27年2月改定 公益社団法人 日本水道協会)(抄)

### (Ⅰ 水道料金算定要領)

#### 2. 総括原価 (3) 営業費用 (リ) 控除項目

諸手数料その他事業運営に伴う関連収入は、過去の実績及び将来の事業計画等を考慮して適正に算定した額とする。

### (Ⅱ 説明資料)

#### 2. 総括原価 (5) 営業費用 ハ 営業費用の算定 (リ) 控除項目

諸手数料その他事業運営に伴う関連収入は、性質別に数量又は規模を見積もり、これに収入単価又は収入率を乗じて適正に算出した額とする。

各収益項目の数量・規模及び単価・率の見積りにあたっては、過去の実績、全般的事業計画及び経済の推移等を十分に勘案しなければならない。

なお、**長期前受金戻入額については、原則として控除項目には含めないものとする。**

※長期前受金戻入額の取り扱いについては、平成27年2月改定より追加されている。

## 事業報酬の考え方

# 事業報酬の考え方について

## (事業報酬の目的)

外部資金に頼ることができない維持・改良等のための所要資金や災害に備えるための資金を内部に留保していくこと

## (事業報酬が必要となる要因)

- ・ 地方公営企業は永続し、不断の需要増とサービス改善の要求に応じて**拡大発展**を遂げて行くべき
- ・ 企業債政策上建設費の全額について起債が認められるとしても、将来における**利息の増大**を考えるとその全額を借入金によることは企業の好ましい運営方法とはいえない
- ・ 企業には通常**災害その他不測の危険**がつきまとう

(出典)昭和41年地方公営企業法改正時資料、改訂地方公営企業法逐条解説(平成10年)

○ 近年では、以下のような具体的リスクが高まっているのではないか。

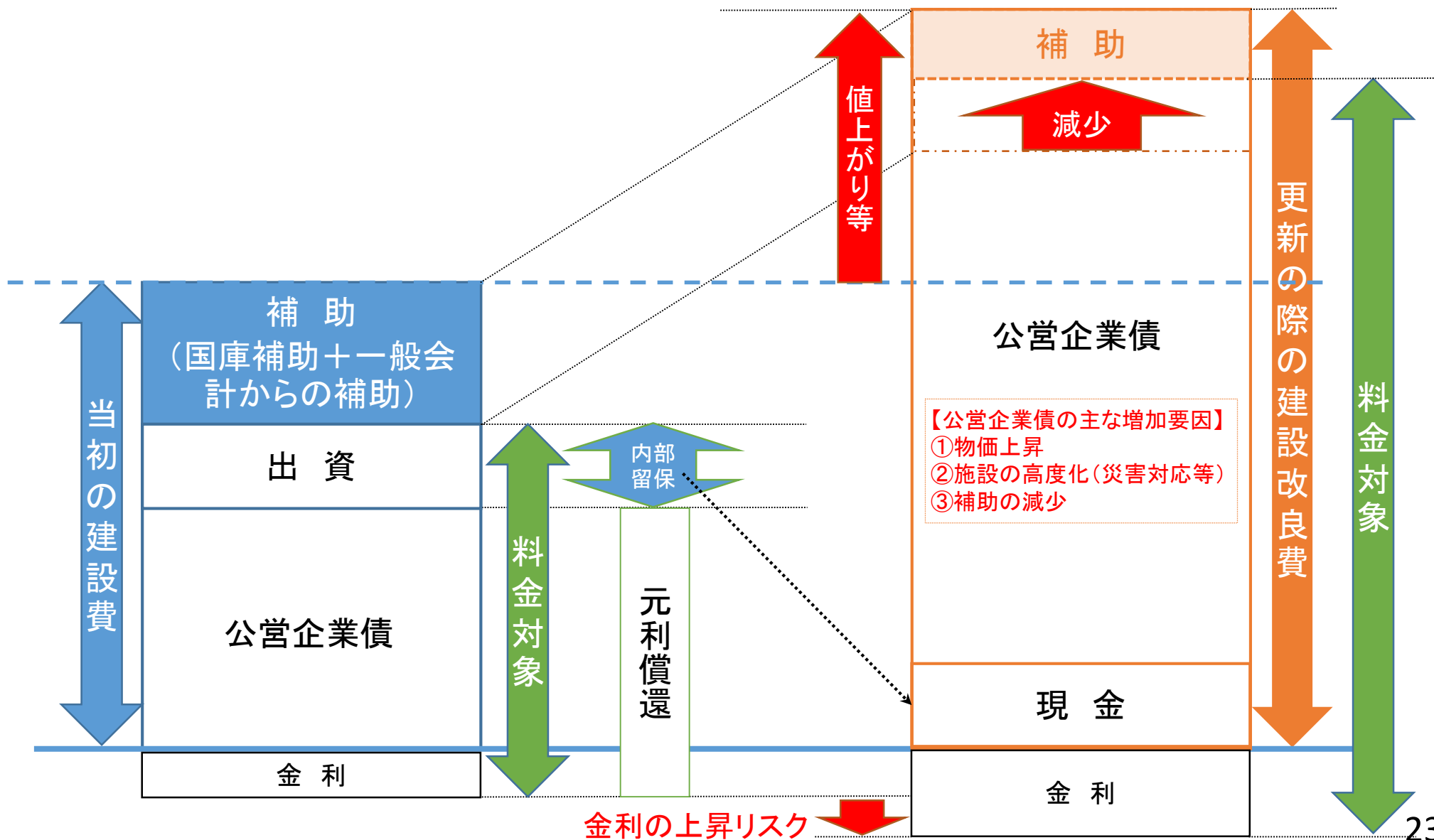
- ・ 自然災害の頻発
- ・ 更新単価の高騰
- ・ 国庫補助金等の縮小(※)
- ・ 人口減少に伴う一人当たりの負担増
- ・ 金利の上昇

※ 更新時の国庫補助等の縮小リスクについて、みなし償却制度の見直し以前は、**みなし償却しないことで対応することが可能**であったが、見直し後においては、狭義の原価で調整されない場合は、**事業報酬として対応する必要**があるのではないか。

# 料金の対象とする費用(建設改良関連)のイメージ (事業報酬を見込まないケース)

当初の財源

更新の財源





# 水道事業における資産維持費とは

○ 資産維持費とは、給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のため、事業内に再投資されるべき額のこと

○ 資産維持費の計算方法

資産維持費＝対象資産×資産維持率（3％を標準）

※①対象資産は、償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高とし、遊休資産を除くなど将来的にも維持すべきと判断される償却資産とする。

②資産維持率は、今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として3％を標準とし、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定する。

参考：日本水道協会「水道料金算定要領」（平成27年2月改訂）

（参考）資産維持率の検討について（日本水道協会「水道料金制度特別調査委員会報告書」（平成20年3月）より）

（中略）

将来の更新・再構築や新規設備投資の所要額を踏まえて財政シミュレーションを行い、適切な資産維持率の設定について検討

①財政シミュレーション

（中略）減価償却不足額等に対応するために必要な事業費の上乗せ率を、二とおりの方法によって算出

（i）過去の改良事業費と除却額の推移による推計

（ii）配水管布設費用の比較による推計

（中略）減価償却不足額等に対応するために必要な上乗せ率を100%とし、主に資金（キャッシュ）及び企業債の残高に着目してシミュレーションを行った。（中略）長期的更新需要と業務量等の実績値及び将来値をもとに、資産維持率を1%から5%まで変化させてシミュレーションを行った。

②シミュレーション結果の分析

（中略）資産維持率を3%に設定したcase-3.において、資金残高、企業債残高ともに現在の水準と大幅な変動を来すことなく、安定的な事業運営が可能であることが確認できた。

③見直しの方向

（中略）新しい水道料金算定要領においては、全国の平均的な水道事業者において、今後の更新・再構築事業を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として、資産維持率3%を標準とし、これを総括原価に算入することとする。

# 水道事業における事業報酬(資産維持費)の変遷

年月	内容	資産維持率(事業報酬)の算定方式
昭和42年7月	水道料金算定要領が策定。水道料金の算定項目として <b>事業報酬</b> が示される。	事業報酬＝(施設改良費＋配水施設拡充費＋企業債償還金)－(減価償却費等による内部留保額＋工事負担金その他の特定収入)
昭和54年8月	水道料金算定要領が改正。事業報酬に代わって <b>資産維持費</b> が位置づけられる。	資産維持費＝企業債償還金＋減価償却不足額※＋その他事業維持に必要な額 ※減価償却不足額: 固定資産を時価に評価し直して減価償却を行い、取得原価で計上された既存の減価償却積立金との差額
平成9年10月	水道料金算定要領が改正。資産維持費の計算式が変更となる。	資産維持費＝対象資産× <b>資産維持率</b> 資産維持率＝平均的な自己資本構成比率×繰入率
平成11年12月	水道法施行規則が改正され、資産維持費が <b>法的に位置づけ</b> られる。	
平成20年3月	水道料金算定要領が改正。資産維持率の <b>標準的な数値として3%</b> が位置づけられる。	資産維持費＝対象資産×資産維持率 資産維持率は3%を標準
平成27年2月	水道料金算定要領が改正。対象資産の考え方が修正される。	対象資産は、遊休資産を除くなど将来的にも維持すべきと判断される償却資産とすると修正された。(算定式に変更無し)

# 水道事業における資産維持費の状況

- 水道法施行規則で算入することとされている資産維持費を算入していない事業者が約6割となっている。
- また、更新投資を行えていない事業者が全事業者の約半数程度いる中で、その理由として、8割以上の事業者が「財源不足」が原因と回答している。

## ○資産維持費の算入の有無

資産維持費相当額を算入しているか	回答事業者数 (N=1,269)
算入している	527 (41.5%)
算入していない	742 (58.5%)

東京都、横浜市、北九州市等の大規模な事業者は資金収支方式により料金を算定しているため、資産維持費を算入していない傾向にある。

## ○資産維持率の設定の有無

資産維持率を設定しているか	回答事業者数 (N=508)
設定している	205 (40.4%)
設定していない	303 (59.6%)

## ○資産維持率の設定状況

資産維持率	回答事業者数 (N=198)
10%以上	11 (5.6%)
5%以上10%未満	9 (4.5%)
4%以上5%未満	2 (1.0%)
3%以上4%未満	34 (17.2%)
2%以上3%未満	22 (11.1%)
1%以上2%未満	55 (27.8%)
1%未満	65 (32.8%)

全回答事業者のうち資産維持率を3%以上設定し算入している団体は4.4% (56/1,269)

資産維持率を設定している団体のうち3%未満の団体が71.7% (142/198)

## ○更新投資の取組状況

更新投資を適切に行えているか	回答事業者数 (N=1,924)
行えている	656 (34.1%)
行えていない	863 (44.9%)
分からない	404 (21.0%)



※H29.4に実施した厚生労働省・総務省アンケート調査結果より抜粋

更新投資を適切に行えていない理由	回答事業者数 (N=863)
財源不足	745 (86.3%)
職員数不足	505 (58.5%)
経営戦略・アセマネ未策定	285 (33.0%)
他の工事優先	220 (25.5%)
事業者不足	61 (7.1%)

※H29.12に実施した総務省アンケート調査結果を基に作成。  
 ※更新投資を適切に行えていない原因については、各事業者からの複数回答。

# (参考) 料金算定の際の総括原価の算定方法

## 損益収支方式と資金収支方式

### 損益収支方式

営業費用※	関連収入控除
	減価償却費等
	支払利息
	資産維持費

料金対象

### 資金収支方式

関連収入控除	営業費用※
減価償却費等	
支払利息	
企業債元金償還金	
特定収入 (工事負担金等)	建設改良費

※営業費用  
 =総費用(財務関連費用を除く。)  
 - 関連事業及び附带収入

水道料金制度に関する  
 調査結果 (H29)

水道料金の総括原価の算出方法	事業者数	
損益収支方式	1,301	(71.8%)
資金収支方式	512	(28.2%)

# 上水道事業における3%未満の資産維持率の根拠について①

番号	資産維持率	その率とした根拠
1	2.5	料金算定期間中の建設改良費の不足分
2	2.5	市水道料金算定要領による(施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当させるため、維持すべき資本(資本合計-受贈財産評価額)の2.5%を「資本報酬」とし算入した。)
3	2.5	水道料金算定要領(H19年当時)
4	2.4	料金算定期間中の建設改良費の不足額分
5	2.4	水道料金算定要領(平成2年3月改訂版)
6	2.3	将来的には3%を目指す、現実的に設定可能な率として企業債償還元金の額を基準に設定した。
7	2.28	(料金収入=費用+資産維持費)となるよう設定
8	2.2	水道料金算定要領(一般会計から特別交付税として繰入金を加味)
9	2.2	水道料金算定要領で示されている資産維持率(3%)を採用した場合、急激な料金上昇を招くことから、積立金等を使用した場合における原価を想定し2.2%に設定した。
10	2	改定当時、当面の間2%としていたものであるが、2年以上前であり、2%とした根拠は不明
11	2	総括原価及び収益的支出より算出
12	2	市水道事業経営診断報告書は、5%が適当であると。しかしながら社会情勢を考慮し2%とし、災害等の復旧費となる危険料の3%については算定外とした。
13	2	料金算定期間中の建設改良費の試算による
14	2	水道料金算定要領の3%を基準としているが、現在の社会情勢及び物価変動等を鑑み経過的に2%としている。
15	2	水道料金算定要領(現行)
16	2	水道料金算定要領で示された範囲内で決定
17	1.9926	料金算定期間中の建設改良費の不足分
18	1.9	平成14～18年度の政府債利率の平均に5%を乗じたもの
19	1.9	今後の施設更新費用、企業債償還経費等に必要の所要額を基にしつつ、大幅な値上げ改定とならないよう調整している。
20	1.65	基本水量のみの変更のため、現在の単価に合わせるように調整
21	1.625	資産維持率=平均的な自己資本構成比率(5%)×繰入率(政府企業債利率の過去5か年平均=3.25%) ※H1当時
22	1.6	料金算定期間の留保資金、及び以降の浄水場更新事業後の留保資金が現在の残高を下回らないようシュミレーションをおこなった率
23	1.57	標準的な方法では資産維持費が過大となるため、資産維持率を「自己資本構成比率(62.9%)×企業債利率直近5か年平均(2.5%)=1.57%」とした。
24	1.5	7年サイクルの管路更新としているため。
25	1.5	将来の経営状況を勘案し、健全な経営の維持が見込めるため
26	1.5	料金算定期間中の建設改良費の不足額分等
27	1.5	将来の経営状況を勘案し、健全な経営の維持が見込めるため
28	1.5	料金算定期間中の建設改良費の不足額分等
29	1.5	耐震化のための必要財源
30	1.5	水道料金算定要領を参考にした上で、今後の施設更新計画と市民への負担を考慮し設定。
31	1.46	現行料金収入の維持を目指して調整
32	1.4454	アセットマネジメントより
33	1.4	企業債借入利率×自己資本構成比率×補正率
34	1.4	急激な料金の高騰を避けるため、平成4年度予定自己資本の1.4%の9年分(元金償還金相当分)を計上。
35	1.34	水道料金算定要領(平成9年1月改定)
36	1.3	算定期間中の建設改良費の不足額分



# 上水道事業における3%未満の資産維持率の根拠について②

番号	資産維持率	その率とした根拠
37	1.23	水道料金算定要領(資産維持率=平均的な自己資本構成率×繰入率)
38	1.215	日本水道協会「水道料金算定要領」(企業債平均貸付利率×自己資本比率)
39	1.11	料金算定期間中に値上げ改定せずに総括原価を給水収益でまかなえる水準
40	1.075	企業債利率の2分の1
41	1.04	減価償却不足率、料金算定時の過去5年間の政府債利率平均、自己資本比率
42	1.03	水道料金算定要領(現行)
43	1.03	水道料金算定要領(平均的な自己資本構成比率×繰入率⇒50%×2.06%=1.03%)
44	1	経営戦略を基に1%と設定している。
45	1	地域特性を考慮し1%とした
46	1	今後の管路更新計画及び施設整備の予定を勘案すると、標準の3%を維持できないことから、最低水準の1%とした。
47	1	料金算定期間中の固定資産残高変動額
48	1	当初3%で設定していたが、料金改定率の検討段階で改定率の圧縮を行い実質1%となった。
49	1	経営戦略期間中の建設改良費の更新計画を踏まえて導入
50	1	料金算定期間中の建設改良費の不足分
51	1	標準的な資産維持率は3%とされていたが、大幅な料金値上げとなること、比較的施設が新しいことから、当面1%とした。
52	1	料金改定するには、1%程度しか計上できない。(実際は、2%程度は必要。)
53	1	水道料金算定要領(現行)を算定基準としているが、今回は改定額を抑制するため資産維持費を標準の1/3の1%とし計算した。
54	1	1戸当たりの1ヶ月平均の料金を考慮しながら設定
55	1	水道料金算定要領(現行)を見ているが、算定年数を乗算して資産維持率を算出している。(例)算定期間が4年の場合、1%×4年=資産維持率4%
56	1	建設改良費の不足額を補うため、資産維持率を2%程度としたかったが、料金改定率との兼ね合いで1%程度とした。
57	1	資産維持費を1%とすることで、料金算定期間中の企業債残高の推移、内部留保資金の推移等から更新費用の財源確保及び健全経営が図られると判断した。
58	1	標準的な資産維持率とされた3%で算定すると改定率が大きくなり、市民生活への影響を考慮しシミュレーションした結果、累積欠損金解消と市民負担増のバランスのとれる1%としたもの。
59	0.985	平均的な自己資本構成比率5%に直近5ヶ年の政府債利率の平均を掛けた率
60	0.96	従量料金に配賦する固定費のうち、既存の料金を超えないよう調整した結果である。
61	0.945	水道料金算定要領(平均的な自己資本構成比率×繰入率⇒50%×1.89%=0.945%)
62	0.91	水道料金算定要領(当時)企業債平均貸付利率×自己資本比率
63	0.91	水道料金算定要領の資産維持費(企業債平均貸付利率×自己資本比率)
64	0.9	旧水道料金算定要領による(平均的な自己資本構成比率×繰入率)
65	0.9	社会情勢(不景気など)を勘案して
66	0.9	自己資本構成比率(水道料金算定要領の基準である5%)×繰入率(過去5ヶ年の企業債平均利率1.8%)
67	0.9	施設の更新状況等を勘案して決定しています。
68	0.9	政府債利率を参考に算定
69	0.885	過去5年分の企業債利率の平均の1/2
70	0.88	直近の政府債利率の5%
71	0.88	企業債利率(5年平均)×自己資本比率
72	0.871	政府債利率の直近5年間の平均の半分。
73	0.87	平均自己資本構成比率と試算内の平均企業債利率から算定

# 上水道事業における3%未満の資産維持率の根拠について③

番号	資産維持率	その率とした根拠
74	0.8381	料金算定期間の期末における自己資本構成比率の目標値を基に算定
75	0.81	平成1年発行の料金算定要領(資産維持率=平均的な自己資本構成率×繰入率)
76	0.81	水道料金算定要領(現行)の資産維持率の範囲内で、料金算定期間中の建設改良費事業を実施できる額とした
77	0.8	水道料金策定要領(現行)
78	0.78	料金算定期間中の起債償還に伴う不足額等
79	0.76	料金算定期間中の建設改良費の不足額分
80	0.75	1市5町の合併に伴う料金統一(格差是正)のため、引き上げ幅をできるだけ抑えた料金とした
81	0.721	料金改定率から逆算して算出
82	0.6947	料金算定期間中の建設改良費の不足額分
83	0.688	水道料金算定要領(旧)
84	0.68	前回料金算定時に使用した資産維持率に、過去1年間の物価上昇率を加算。
85	0.613	水道料金算定要領(当時)
86	0.61	水道料金算定要領(経過措置)(資産維持率=平均的な自己資本構成率×繰入率)
87	0.6	平均的な自己資本構成比率(5%)に繰入率(企業債利率の5年平均の2.4%)を乗じた率を基準とし、施設の更新見込み等を勘案し基準の6%を原価に算入した。
88	0.5	料金算定期間における経営安定化等のための資金保留及び、起債外事業費・老朽化施設更新事業費充当分が、4年間の平均残存償却資産の約2%(単年度では0.5%)に相当したため。
89	0.5	料金算定期間中の建設改良費の不足額
90	0.5	自己資本構成比率×繰入率を基に激変緩和を考慮
91	0.5	今後5年間の経営見通しを基に、建設投資の必要額と企業債残高を抑制するための必要額を求め、資産維持率(費)を決定した。
92	0.5	健全経営を維持する水準として 懇話会で決定した。
93	0.5	平均的な自己資本構成比率×繰入率
94	0.5	今後1年間程度の建設改良費の不足額分
95	0.5	突発的な事態に対応できるための維持費を算出
96	0.45	水道料金算定要領(現行)(仮に3%資産維持率を適用した場合は、30%超の料金改定率が見込まれ市民生活への影響が大きいことから、総括原価=料金総収入という考えのもと、資産維持率を0.45%に設定)
97	0.45	水道料金算定要領の資産維持率設定(保有固定資産の3%)を、今回の料金改定に反映させることが困難であるため、市独自の資産維持率を設定したものの
98	0.45	料金改定率を、住民の理解が得られる範囲内に抑えられる、最低限の率とした。
99	0.42	水道料金算定要領(平成1年7月)
100	0.4	広域化事業計画策定時に設定した供給単価を上限として資産維持率を設定
101	0.396	水道料金算定要領
102	0.3	施設整備計画並びに財政計画等を踏まえて、引上げ幅をできるだけ抑えて低料金とするため。
103	0.25	初めての導入でもあり原案では年率0.4%(5年間で2%)としていたところ、議会の修正議案により年率0.25%(5年間で1.25%)となった。
104	0.25	料金算定期間内における設備投資が可能となる財源分
105	0.2	審議会での検討による(5年間で1%(0.2%×5年))を計上
106	0.186	改定時の水道料金算定要領に基づいた資産維持率を算定。平均的な自己資本構成比率は激変緩和のため、暫定値として1%としている。
107	0.15	自己資金(留保資金)計画による見込み。;日本水道協会への確認あり。
108	0.098	政府債の利率平均×全国平均自己資本比率
109	0.01	料金算定期間中の毎年度の平均事業報酬額を設定した結果。【7万円×4年間/25億円(償却資産額平均残高)≒0.01%】

# 上水道事業における建設改良費とその財源内訳について①(H29決算統計)

○東京都及び年間総有収水量1 m<sup>3</sup>あたりの利益剰余金が多い団体及び少ない団体から規模別に2団体ずつ選出

(千円)

団体規模	団体名	有収水量1 m <sup>3</sup> あたり 利益剰余金	建設改良費	建設改良費財源内訳				
				企業債	自己資金	補助金	他会計繰入金	その他
都	東京都	0.72	95,808,624	32,696,000	57,194,737	1,643,432	2,520,942	1,753,513
				34.1%	59.7%	1.7%	2.6%	1.8%
政令市	A市	2.14	20,758,241	2,000,000	17,384,200	1,067,676	306,365	
				9.6%	83.7%	5.1%	1.5%	0.0%
	B市	1.27	6,576,843	2,400,000	3,972,973	10,000	111,914	81,956
				36.5%	60.4%	0.2%	1.7%	1.2%
中核市	C市	0.11	17,681,444	3,500,000	13,309,336	318,375		553,733
				19.8%	75.3%	1.8%	0.0%	3.1%
	D市	0.00	547,183	182,000	0	0	108,255	256,928
				33.3%	0.0%	0.0%	19.8%	47.0%
中核市	E市	4.77	4,264,657	1,200,000	2,649,106	6,760	76,729	332,062
				28.1%	62.1%	0.2%	1.8%	7.8%
	F市	2.76	1,974,858	0	1,460,769	84,334	91,323	338,432
				0.0%	74.0%	4.3%	4.6%	17.1%
中核市	G市	0.18	3,855,733	2,277,200	707,870	191,549	336,553	342,561
				59.1%	18.4%	5.0%	8.7%	8.9%
中核市	H市	0.12	4,740,666	100,000	3,783,793	73,635	21,529	761,709
				2.1%	79.8%	1.6%	0.5%	16.1%



# 上水道事業における建設改良費とその財源内訳について②(H29決算統計)

(千円)

団体規模	団体名	有収水量1㎡あたり 利益剰余金	建設改良費	建設改良費財源内訳				
				企業債	自己資金	補助金	他会計繰入金	その他
給水人口 10万人規模	I市	3.13	599,960	28,700 4.8%	316,120 52.7%	4,698 0.8%	1,350 0.2%	249,092 41.5%
	J市	2.29	714,553	0 0.0%	543,692 76.1%	0 0.0%	1,428 0.2%	169,433 23.7%
	K市	0.28	1,182,732	537,500 45.4%	645,232 54.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	L市	△ 0.22	475,349	393,200 82.7%	78,626 16.5%	0 0.0%	0 0.0%	3,523 0.7%
給水人口 5万人程度	M市	7.78	513,586	78,200 15.2%	224,750 43.8%	61,284 11.9%	9,064 1.8%	140,288 27.3%
	N市	7.34	335,483	80,000 23.8%	247,687 73.8%	7,254 2.2%	0 0.0%	542 0.2%
	O市	△ 0.45	368,199	62,000 16.8%	218,843 59.4%	60,230 16.4%	4,126 1.1%	23,000 6.2%
	P市	△ 1.42	466,820	93,999 20.1%	267,341 57.3%	79,536 17.0%	18,600 4.0%	7,344 1.6%
給水人口 1万人規模	Q村	24.46	44,820	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	44,820 100.0%
	R町	13.69	74,252	0 0.0%	59,776 80.5%	0 0.0%	2,282 3.1%	12,194 16.4%
	S町	△ 6.35	256,801	85,000 33.1%	37,186 14.5%	0 0.0%	134,615 52.4%	0 0.0%
	T町	△ 7.07	43,497	0 0.0%	43,497 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

# 水道事業、電気事業及びガス事業における事業報酬の算定方法の比較

	事業報酬の算定方法	事業報酬率の算定方法
水道事業	<p>【<b>レートベース方式</b>】 対象資産 × 資産維持率 ↓ ・償却資産額(固定資産-土地-建設仮勘定)の料金算定期間期首及び期末の平均残高</p> <p>他人資本に対する報酬である<b>支払利息</b>については、実額を<b>狭義の原価に算入</b>する積み上げ方式</p>	<p><b>資産維持率は</b>、今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として、<b>3%を標準</b>とし、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定するものとする。</p>
電気料金	<p>【<b>レートベース方式</b>】 対象資産 × 事業報酬率 ↓ ・電気事業固定資産(貸付設置等を除く) ・建設中の資産(建設仮勘定 × 1/2) ・核燃料資産 ・特定資産(研究開発費等) ・運転資本(営業費(減価償却費等を除く)) × 1.5月 ・貯蔵品等 × 1.5月 ・繰延償却資産</p> <p>他人資本に対する報酬である<b>支払利息</b>についても、レートベース方式により<b>事業報酬として算定</b></p>	<p>自己資本報酬率 × 30% + 他人資本報酬率 × 70%</p> <p>【自己資本報酬率】 <b>各年度の自己資本利益率((電力を除いた全産業) 上限)と公社債利回り実績値(下限)を基にβ値(※)を用いて算定した値の平均値</b></p> <p>【他人資本報酬率】 平均実績有利子負債利率</p>
ガス料金	<p>【<b>レートベース方式</b>】 対象資産 × 事業報酬率 ↓ ・固定資産(建設中の資産を含む、休止設備等を除く) ・運転資本(営業費(減価償却費等を除く)) × 1.5月 ・製品、原材料及び貯蔵品等 × 1.5月 ・繰延償却資産</p> <p>他人資本に対する報酬である<b>支払利息</b>についても、レートベース方式により<b>事業報酬として算定</b></p>	<p>自己資本報酬率 × 35% + 他人資本報酬率 × 65%</p> <p>【自己資本報酬率】 <b>各年度の自己資本利益率((ガスを除いた全産業) 上限)と公社債利回り実績値(下限)を基にβ値(※)を用いて算定した値の平均値</b></p> <p>【他人資本報酬率】 平均実績有利子負債利率</p>

※ 市場全体の平均株価が1変動するときの一般電気事業者の株価変動の感応度

# 電気料金における事業報酬の考え方

## (1)事業報酬の考え方、レートベース方式

総括原価方式における事業報酬とは、電気事業が合理的な発展を遂げるのに必要な資金調達コストとして、支払利息及び株主への配当金等に充てるための費用であり、この報酬は公正でなければならないということで公正報酬の原則と呼ばれている。

具体的な算定方法については、一般電気事業供給約款料金算定規則第4条に規定されており、事業に投下された電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる事業資産の価値(レートベース)に対して、一定の報酬率を乗じて算定される。

電気事業においては、過去、実際に見込まれる支払利息、配当金等を積み上げて事業報酬を算定していたが、積み上げ方式では各社ごとの資本構成の差異等によって原価水準に差が出たり、また電力会社の企業努力を促進する余地に乏しい等の欠点があった。このため、昭和35年に、独占事業である電気事業に規制の枠をはめながらも資金調達上に創意工夫の余地を与えることによって、経営に対する刺激を与える点に長所があるという理由から、現在のレートベース方式が採用された。

また、ガス、鉄道等他の公益事業についても、同様のレートベース方式が用いられている。

出典:新電気料金制度の解説(1960年)より

現行方式(積み上げ方式)は、再評価不足及び定額法の採用に伴う償却不足のため内部留保が不足しているにもかかわらず、旺盛な需要に応じて急速な開発を行わなければならない現在の電気事業に対して適当であるかどうかという問題があり、また電力会社の企業努力を刺激する余地に乏しく、安易な経営に陥りやすいという欠陥があった。

これに反し、レートベース方式は、設備産業であり成長産業である電気事業の特質に適応した方式であり、再評価積立金に対しても報酬が認められることとなるので、減価償却の不足を補填し、内部留保の増大が期待される。さらにこの方式によれば、事業資産の価値によって報酬額が客観的に決定されるので、電力会社は与えられた報酬額の枠内において利息及び配当金の支払いを行い、利益準備金を確保せねばならず、内部留保の活用、借入金利の引き下げ等に努力し、支払利息の軽減に努めるので、この面からの資本構成の是正、内部留保の増大が大きく期待されるという利点がある。

レートベース方式は、このようなメリットがあるので、アメリカにおいては古くから採用されている。わが国のガス事業の場合も昭和32年からこの方式が採用されている。また電気事業においても、かつて、昭和8年から電力の国家管理が実施された昭和14年までこの方式がとられていたのである。

(参考) 水道事業における料金算出根拠様式

# 水道事業における水道料金変更届出に係る算出根拠様式

## 「水道法の施行について」(昭和32年12月27日 厚生事務次官通達)(抄)

水道法は、昭和三二年六月一五日法律第一七七号をもつて、公布され、これが施行に必要な、水道法の施行期日を定める政令(昭和三二年政令第三三五号)及び水道法施行令(昭和三二年政令第三三六号)並びに水道法施行規則(昭和三二年厚生省令第四五号)もそれぞれ公布されて、一二月一四日から施行されることとなつた。水道条例は、明治二三年以来六〇余年の長い間水道布設の基本法として極めて効果的な役割を果してきたが、制定当時に比して格段の進歩を示し、複雑多岐にわたり発達を見るに至つた今日の水道を規制するには、法制上幾多の不備欠陥が認められるに至つたので、このたび、水道条例を廃止して、水道法の制定が行われるに至つたのである。

この法律は、水道条例において対象としていた水道事業のほか、水道事業にその用水を供給する水道用水供給事業及び自家用水道等の専用水道をも新たに規制の対象とすることとし、規制の内容も、事業に対する規制のほか、水道の布設及び衛生管理の規制等、広く水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに水道事業を保護育成することによつて、清浄で豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与せんとするものである。それが施行に当つては、次の各事項に充分御留意のうえ、所期の目的達成のために遺憾のないようにつとめられたく、命によつて通知する。

### 第一 一般的事項 (略)

### 第二 事業に関する事項

#### 一～六 (略)

七 法第一四条第二項の地方公共団体の料金の変更の届出書及び同条第三項の供給条件の変更の認可申請書には、**別紙様式第一による計算書**を添附せしめ、水道事業の経営の能率化による低廉な料金を確保するよう指導せられたいこと。

#### 以下 (略)

(様式第一)

料金の算出根拠及び經常収支の概算

布設年月日 年 月 日  
 給水人口  
 計算期間 自 年 月 至 年 月

収入の部

項 目	金 額		算 出 根 拠
	最近1箇年間の実績	今後の見込	
料 金			用途別に単価及び数量を記載すること。
給水装置工事費			
そ の 他			
合 計			

支出の部

項 目	金 額		算 出 根 拠
	最近1箇年間の実績	今後の見込	
取 水 、 貯 水 及 び 導 水 費	人 件 費		
	給 料		用途別に単価及び数量を記載すること。
	賃 金		
	雑 給		
	諸 手 当		
	福 利 費		
	電 力 費		
	修 繕 費		
	用 水 費		
減 価 償 却 費			
そ の 他			
小 計			取水量:〇〇m <sup>3</sup> 、1m <sup>3</sup> 当たり〇〇円
浄 水 及 び 送 水 費	人 件 費		
	給 料		用途別に単価及び数量を記載すること。
	賃 金		
	雑 給		
	諸 手 当		
	福 利 費		
	電 力 費		
	修 繕 費		
	用 水 費		
減 価 償 却 費			
そ の 他			
小 計			浄水量:〇〇m <sup>3</sup> 、1m <sup>3</sup> 当たり〇〇円

# 水道事業における水道料金変更届出に係る算出根拠様式

項 目	金 額		算 出 根 拠
	最近1箇年間の実績	今後の見込	
配水費	人件費	給料	用途別に単価及び数量を記載すること。
		賃金	
		雑給	
		諸手当	
		福利費	
	電 力 費	電力費	
		修繕費	
		用水費	
		減価償却費	
		その他	
小 計		配水量:○○m3、1m3当たり○○円	
給水装置工事費	人件費	給料	用途別に単価及び数量を記載すること。
		賃金	
		雑給	
		諸手当	
		福利費	
	材料費		
	その他		
小 計		取扱件数:○○件、1件当たり○○円	
一般管理費	人件費	給料	用途別に単価及び数量を記載すること。
		賃金	
		雑給	
		諸手当	
		福利費	
	備品費		
	消耗品費		
	通信運搬費		
	光熱費		
	修繕費		
	公 課		
	支払利息		
	減価償却費		
その他			
小 計		有収水量:○○m3、1m3当たり○○円	
合 計		有収水量1m3当たり○○円	

## 備考

- 1 今後の見込額は、概ね5か年間の見込額の年平均額を記載すること。
- 2 算出根拠額は、できるだけ詳細に記載し、内容の複雑なものは別紙とすること。
- 3 地方公共団体の経営する水道事業にあっては、起債償還額が減価償却費をこえるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 4 地方公共団体以外の者の経営する水道事業にあっては、配当を必要とするものは、資本に対して年1割以内の利潤を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 5 給水人口が2万人以下の水道事業にあっては、都道府県知事は、取水、貯水及び導水費、浄水及び送水費、配水費、一般管理費等の部門別を廃して、これらを一括する様式にしても差し支えないこと。

## 積立金の考え方



# 資本制度の見直し(積立金・組入資本金について)

「地方公営企業会計制度等研究会報告書」(平成21年12月 総務省)の提言を踏まえ、及び「地方分権改革推進計画」(平成21年12月閣議決定)に基づき、地方公営企業の経営の自由度を高める等の観点から、公営企業における「資本制度」を見直す一環として、積立金制度及び組入資本金制度等を改正。

## ①積立の義務づけ廃止(地方公営企業法第32条)(平成24年4月1日から適用)

改正前	改正後
<p>(剰余金) 第三十二条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損をうめ、なお残額があるときは、政令で定めるところにより、その残額の二十分の一を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積み立てなければならない。</p> <p>2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、議会の議決を経て定めなければならない。</p> <p>3~6 (略)</p>	<p>(剰余金の処分等) 第三十二条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損をうめなければならない。</p> <p>2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例で定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>



利益処分について、全国統一ルールによる積立義務を廃止。

全て条例又は議決により処分を行うこととし、地域の実態とニーズに応じた積立ルールが構築されることを期待。

## ②自己資本金への組入れの義務づけ廃止(地方公営企業法施行令第25条)(平成26年4月1日から適用)

改正前	改正後
<p>(自己資本金への組入れ) 第二十五条 減債積立金を使用して借入資本金である企業債を償還した場合には、その使用した減債積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れなければならない。</p> <p>2 第二十四条第四項の規定により地方公営企業の建設又は改良を行うため積み立てた積立金を使用して地方公営企業の建設又は改良を行った場合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れなければならない。</p> <p>3 第二十四条第四項の規定により積み立てた積立金を使用して借入基本金である法第十七条の二第一項又は法第十八条の二第一項の規定により長期の貸付けを受けた金額を償還した場合には、その使用した積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れなければならない。</p>	<p>削除</p>



建設改良積立金を使用して建設改良を行った場合等に、その使用した額に相当する額を資本金へ組み入れる義務づけを廃止。

使用した額に相当する額は、剰余金とされるが、必要に応じ、条例又は議決により資本金へ組み入れることも可能とした。



# 水道事業における積立金及び組入資本金の推移①(都及び政令市)

(百万円)

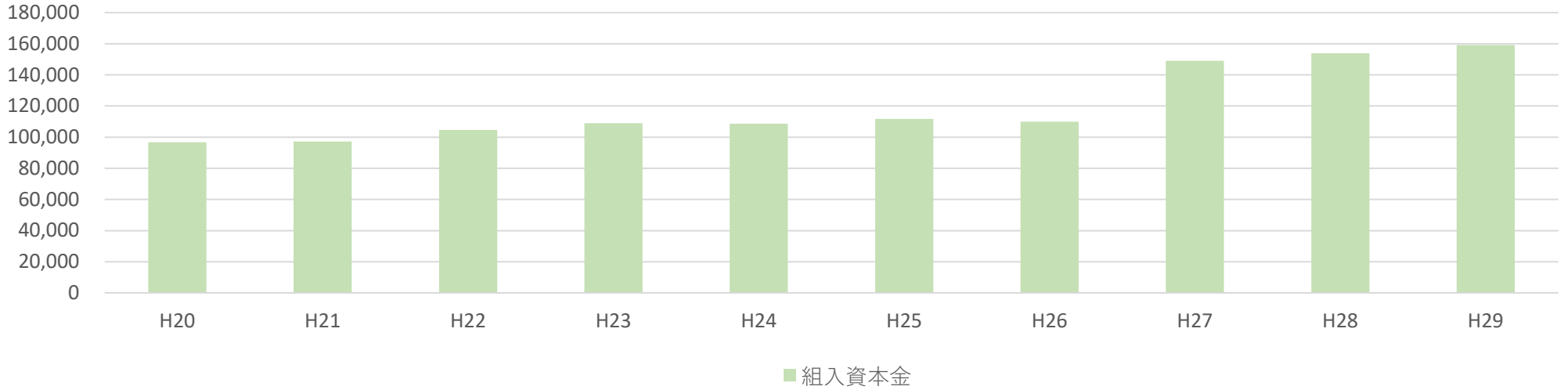
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
組入資本金	96,749	97,219	104,623	108,973	108,699	111,724	109,978	149,009	153,946	159,110
利益剰余金合計	9,971	9,749	9,466	8,829	8,706	9,877	45,567	15,896	16,769	16,964
積立金合計	1,854	2,771	2,465	3,091	3,647	4,277	5,142	4,704	5,007	5,128
減債積立金	503	313	222	247	291	164	150	73	135	210
利益積立金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設改良積立金	1,002	1,788	1,177	1,395	1,579	1,897	2,331	1,625	1,778	1,882
その他積立金	349	670	1,066	1,449	1,777	2,217	2,660	3,006	3,094	3,036
当年度未処分利益剰余金	8,309	7,130	7,078	5,777	5,068	5,600	40,426	11,192	11,762	11,836
当年度未処理欠損金	△ 193	△ 152	△ 76	△ 39	△ 10	0	0	0	0	0
<b>資産合計</b>	<b>380,743</b>	<b>370,574</b>	<b>374,087</b>	<b>377,176</b>	<b>365,813</b>	<b>367,945</b>	<b>364,738</b>	<b>365,638</b>	<b>365,905</b>	<b>371,318</b>
資産合計に対する組入資本金の割合	25.4%	26.2%	28.0%	28.9%	29.7%	30.4%	30.2%	40.8%	42.1%	42.8%
資産合計に対する積立金合計の割合	0.5%	0.7%	0.7%	0.8%	1.0%	1.2%	1.4%	1.3%	1.4%	1.4%
資産合計に対する積立金+組入資本金の割合	25.9%	27.0%	28.6%	29.7%	30.7%	31.5%	31.6%	42.0%	43.4%	44.2%
<b>資本合計</b>	<b>355,064</b>	<b>346,314</b>	<b>349,174</b>	<b>350,990</b>	<b>340,213</b>	<b>342,534</b>	<b>210,064</b>	<b>216,182</b>	<b>222,331</b>	<b>228,500</b>
資本合計に対する組入資本金の割合	27.2%	28.1%	30.0%	31.0%	32.0%	32.6%	52.4%	68.9%	69.2%	69.6%
資本合計に対する積立金合計の割合	0.5%	0.8%	0.7%	0.9%	1.1%	1.2%	2.4%	2.2%	2.3%	2.2%
資本合計に対する積立金+組入資本金の割合	27.8%	28.9%	30.7%	31.9%	33.0%	33.9%	54.8%	71.1%	71.5%	71.9%

※金額は1団体平均(上水+法適簡水(用供除く))

# 水道事業における積立金及び組入資本金の推移①(都及び政令市)

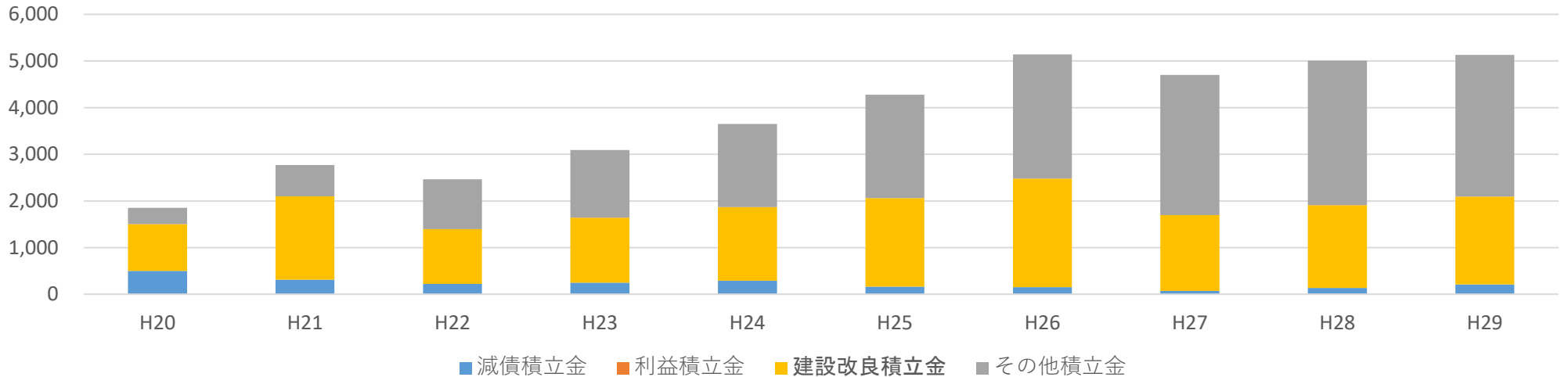
## 組入資本金

(百万円)



## 積立金合計

(百万円)



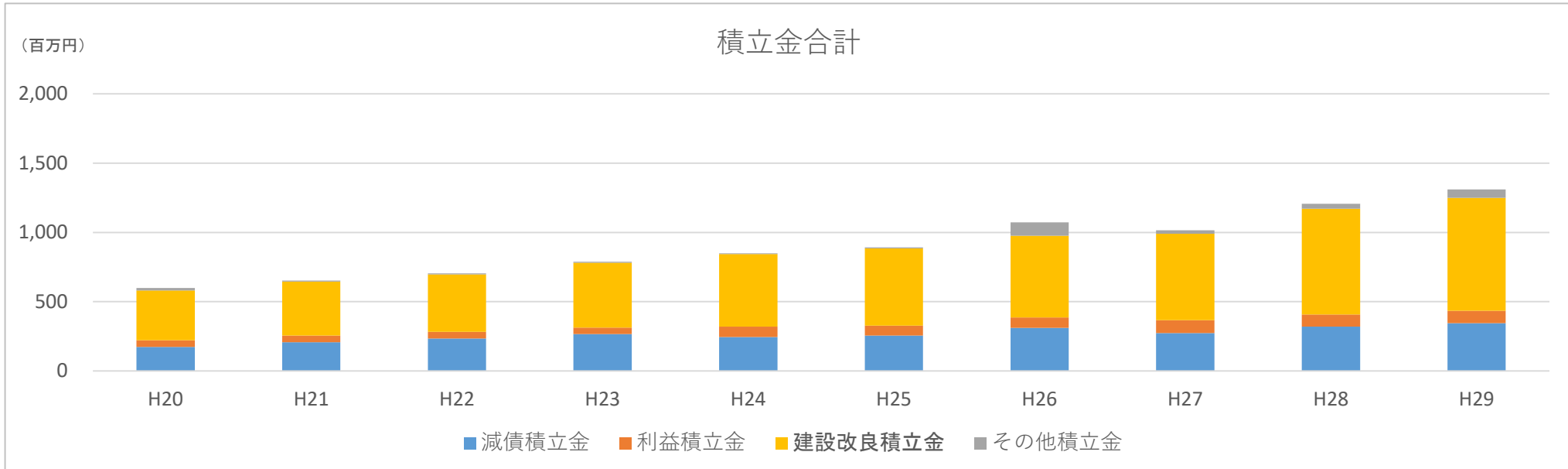
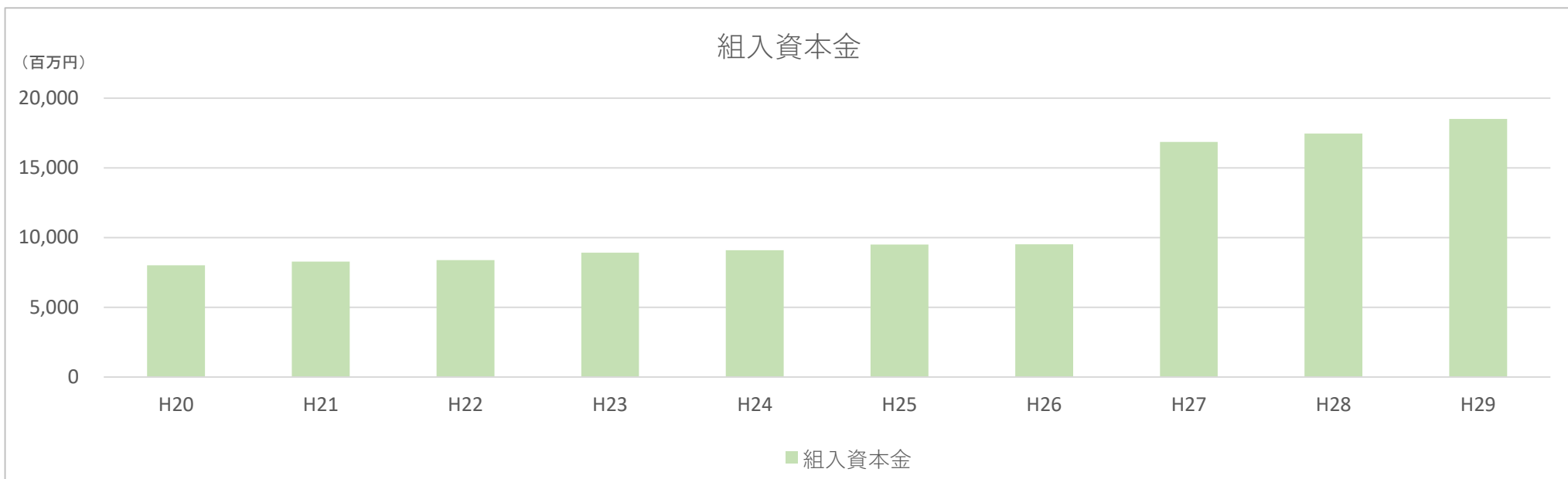
# 水道事業における積立金及び組入資本金の推移②(給水人口15万人以上(政令市除く))

(百万円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
組入資本金	8,010	8,279	8,386	8,908	9,089	9,499	9,509	16,850	17,462	18,509
利益剰余金合計	1,240	1,283	1,437	1,448	1,476	1,704	9,764	2,782	3,143	3,255
積立金合計	599	653	704	788	850	893	1,073	1,016	1,207	1,311
減債積立金	173	207	234	267	245	256	310	274	319	345
利益積立金	49	48	49	46	75	71	76	92	89	90
建設改良積立金	360	389	415	469	524	558	591	625	763	816
その他積立金	18	9	6	7	6	8	96	25	37	61
当年度未処分利益剰余金	715	712	812	746	716	907	8,694	1,792	1,936	1,944
当年度未処理欠損金	△ 74	△ 82	△ 78	△ 87	△ 90	△ 95	△ 3	△ 25	0	0
<b>資産合計</b>	<b>57,460</b>	<b>57,274</b>	<b>57,758</b>	<b>58,161</b>	<b>57,951</b>	<b>59,170</b>	<b>58,280</b>	<b>58,587</b>	<b>59,314</b>	<b>60,215</b>
資産合計に対する組入資本金の割合	13.9%	14.5%	14.5%	15.3%	15.7%	16.1%	16.3%	28.8%	29.4%	30.7%
資産合計に対する積立金合計の割合	1.0%	1.1%	1.2%	1.4%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	2.0%	2.2%
資産合計に対する積立金+組入資本金の割合	15.0%	15.6%	15.7%	16.7%	17.2%	17.6%	18.2%	30.5%	31.5%	32.9%
<b>資本合計</b>	<b>55,386</b>	<b>55,311</b>	<b>55,846</b>	<b>56,239</b>	<b>55,977</b>	<b>56,784</b>	<b>27,049</b>	<b>27,798</b>	<b>28,931</b>	<b>29,932</b>
資本合計に対する組入資本金の割合	14.5%	15.0%	15.0%	15.8%	16.2%	16.7%	35.2%	60.6%	60.4%	61.8%
資本合計に対する積立金合計の割合	1.1%	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%	1.6%	4.0%	3.7%	4.2%	4.4%
資本合計に対する積立金+組入資本金の割合	15.5%	16.1%	16.3%	17.2%	17.8%	18.3%	39.1%	64.3%	64.5%	66.2%

※金額は1団体平均(上水+法適簡水(用供除く))

# 水道事業における積立金及び組入資本金の推移②(給水人口15万人以上(政令市除く))



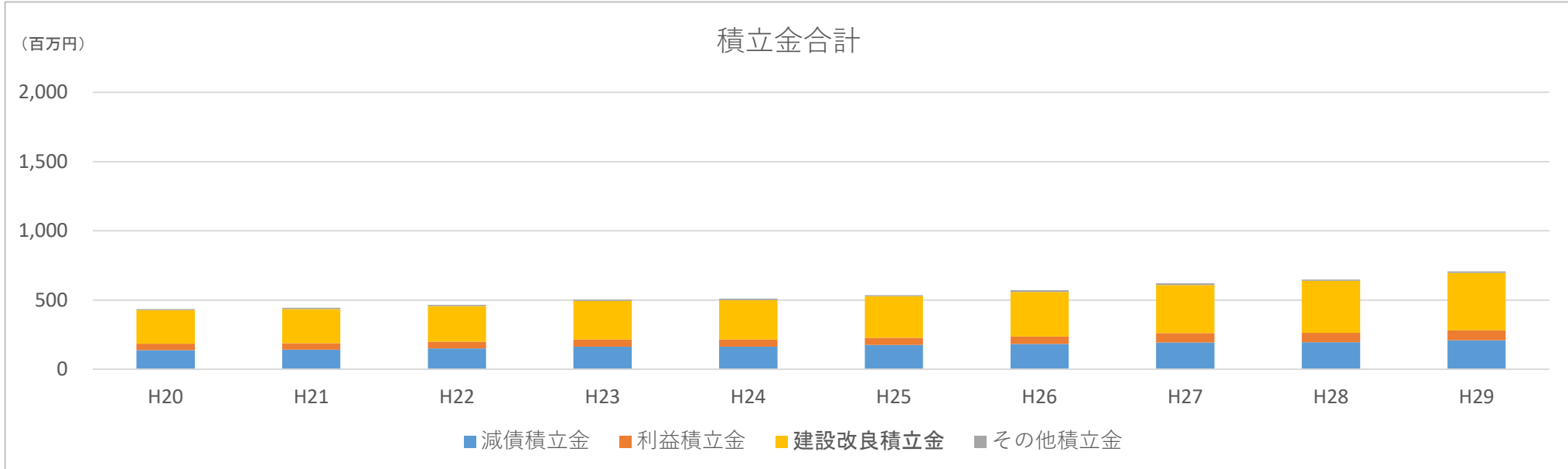
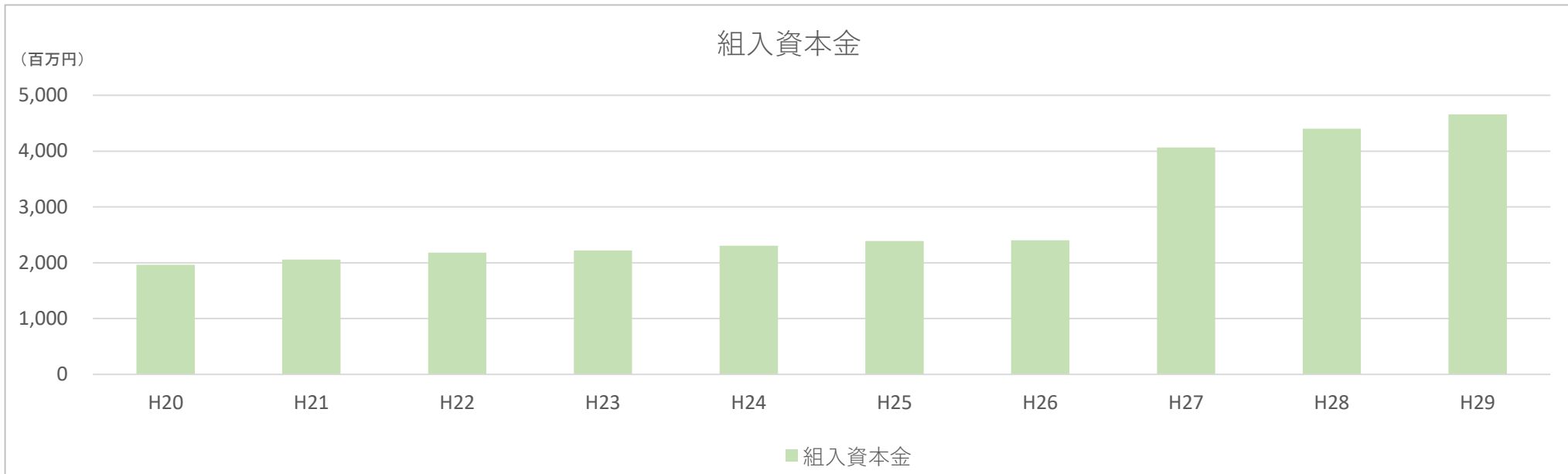
# 水道事業における積立金及び組入資本金の推移③(給水人口5万人～15万人未満)

(百万円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
組入資本金	1,963	2,055	2,183	2,220	2,307	2,388	2,400	4,066	4,404	4,658
利益剰余金合計	584	600	652	680	712	760	3,006	1,409	1,347	1,369
積立金合計	436	444	465	504	510	536	571	621	649	707
減債積立金	139	141	151	163	163	176	183	193	195	210
利益積立金	46	46	48	52	52	53	54	68	70	72
建設改良積立金	243	248	257	279	285	299	322	347	374	414
その他積立金	9	9	9	10	10	8	12	13	10	11
当年度未処分利益剰余金	206	214	238	225	250	273	2,439	794	706	672
当年度未処理欠損金	△ 59	△ 58	△ 52	△ 49	△ 48	△ 49	△ 4	△ 5	△ 8	△ 10
<b>資産合計</b>	<b>16,503</b>	<b>16,809</b>	<b>17,472</b>	<b>17,764</b>	<b>17,921</b>	<b>18,138</b>	<b>17,204</b>	<b>17,405</b>	<b>17,724</b>	<b>18,330</b>
資産合計に対する組入資本金の割合	11.9%	12.2%	12.5%	12.5%	12.9%	13.2%	14.0%	23.4%	24.8%	25.4%
資産合計に対する積立金合計の割合	2.6%	2.6%	2.7%	2.8%	2.8%	3.0%	3.3%	3.6%	3.7%	3.9%
資産合計に対する積立金+組入資本金の割合	14.5%	14.9%	15.2%	15.3%	15.7%	16.1%	17.3%	26.9%	28.5%	29.3%
<b>資本合計</b>	<b>15,998</b>	<b>16,305</b>	<b>16,969</b>	<b>17,250</b>	<b>17,401</b>	<b>17,416</b>	<b>7,929</b>	<b>8,221</b>	<b>8,498</b>	<b>8,837</b>
資本合計に対する組入資本金の割合	12.3%	12.6%	12.9%	12.9%	13.3%	13.7%	30.3%	49.5%	51.8%	52.7%
資本合計に対する積立金合計の割合	2.7%	2.7%	2.7%	2.9%	2.9%	3.1%	7.2%	7.6%	7.6%	8.0%
資本合計に対する積立金+組入資本金の割合	15.0%	15.3%	15.6%	15.8%	16.2%	16.8%	37.5%	57.0%	59.5%	60.7%

※金額は1団体平均(上水+法適簡水(用供除く))

# 水道事業における積立金及び組入資本金の推移③(給水人口5万人～15万人未満)



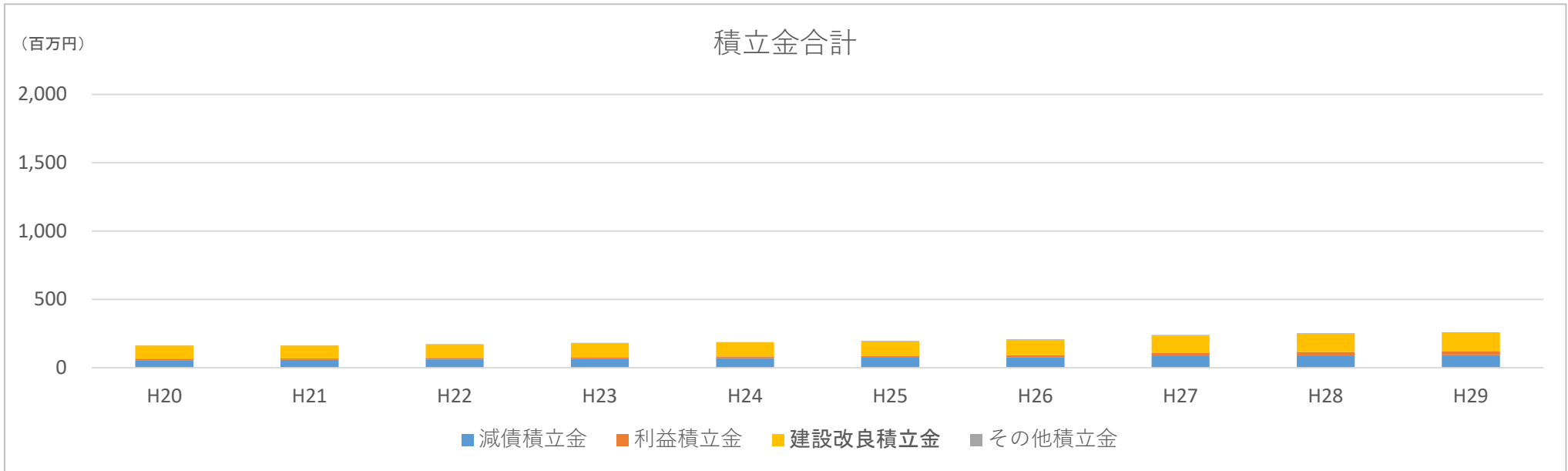
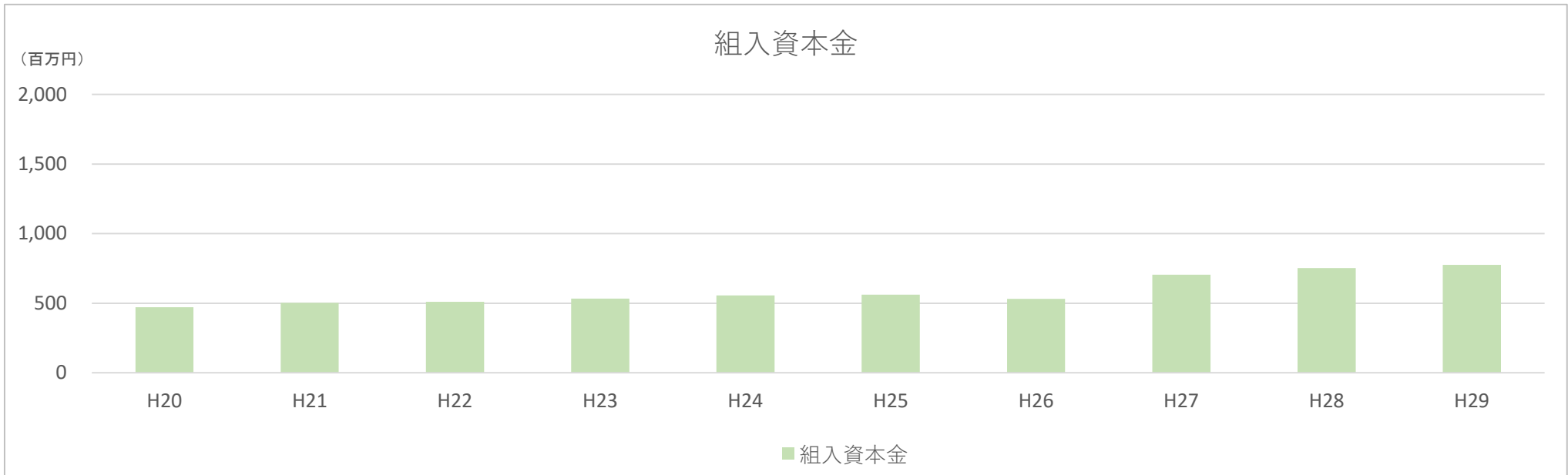
# 水道事業における積立金及び組入資本金の推移④(給水人口5万人未満)

(百万円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
組入資本金	470	502	510	533	556	561	531	705	753	775
利益剰余金合計	201	202	218	219	225	235	659	485	488	485
積立金合計	164	165	174	183	188	197	208	240	254	260
減債積立金	57	59	63	68	71	75	78	85	91	93
利益積立金	10	10	10	10	12	13	14	25	25	27
建設改良積立金	96	94	99	103	103	107	111	125	133	136
その他積立金	1	1	1	1	1	2	5	6	5	4
当年度未処分利益剰余金	76	78	83	79	81	85	474	264	255	245
当年度未処理欠損金	△ 39	△ 40	△ 38	△ 42	△ 43	△ 47	△ 22	△ 20	△ 21	△ 21
<b>資産合計</b>	<b>5,090</b>	<b>5,219</b>	<b>5,242</b>	<b>5,281</b>	<b>5,353</b>	<b>5,388</b>	<b>4,981</b>	<b>5,040</b>	<b>5,103</b>	<b>5,405</b>
資産合計に対する組入資本金の割合	9.2%	9.6%	9.7%	10.1%	10.4%	10.4%	10.7%	14.0%	14.8%	14.3%
資産合計に対する積立金合計の割合	3.2%	3.2%	3.3%	3.5%	3.5%	3.7%	4.2%	4.8%	5.0%	4.8%
資産合計に対する積立金+組入資本金の割合	12.5%	12.8%	13.0%	13.5%	13.9%	14.1%	14.8%	18.8%	19.7%	19.2%
<b>資本合計</b>	<b>4,994</b>	<b>5,120</b>	<b>5,148</b>	<b>5,189</b>	<b>5,257</b>	<b>5,285</b>	<b>2,093</b>	<b>2,177</b>	<b>2,235</b>	<b>2,312</b>
資本合計に対する組入資本金の割合	9.4%	9.8%	9.9%	10.3%	10.6%	10.6%	25.4%	32.4%	33.7%	33.5%
資本合計に対する積立金合計の割合	3.3%	3.2%	3.4%	3.5%	3.6%	3.7%	9.9%	11.0%	11.4%	11.3%
資本合計に対する積立金+組入資本金の割合	12.7%	13.0%	13.3%	13.8%	14.1%	14.3%	35.3%	43.4%	45.0%	44.8%

※金額は1団体平均(上水+法適簡水(用供除く))

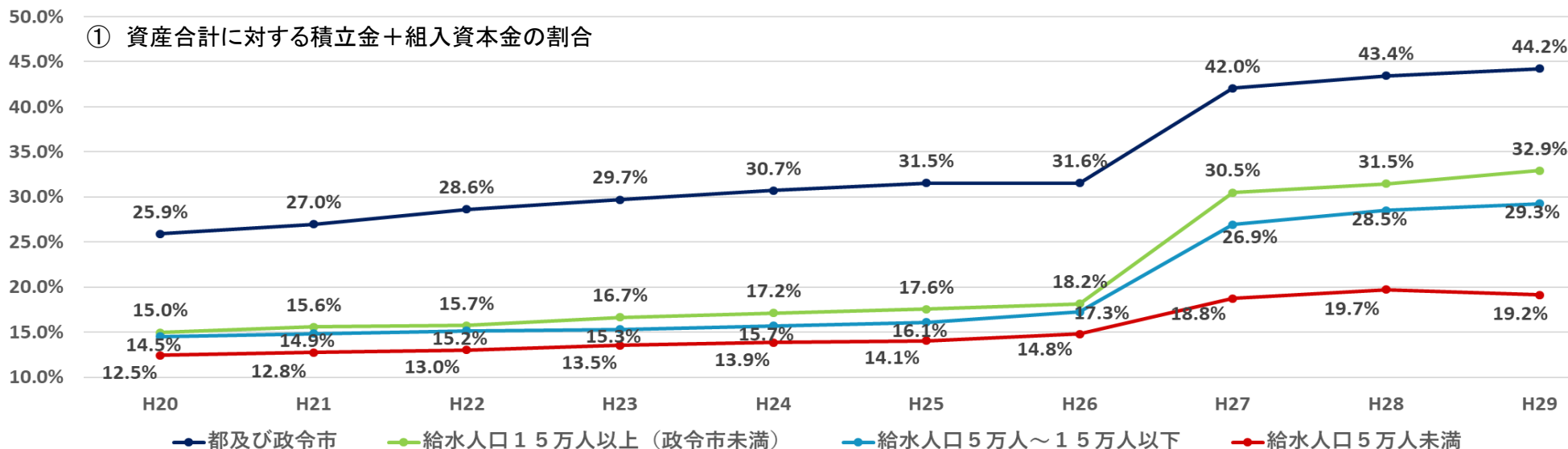
# 水道事業における積立金及び組入資本金の推移④(給水人口5万人未満)



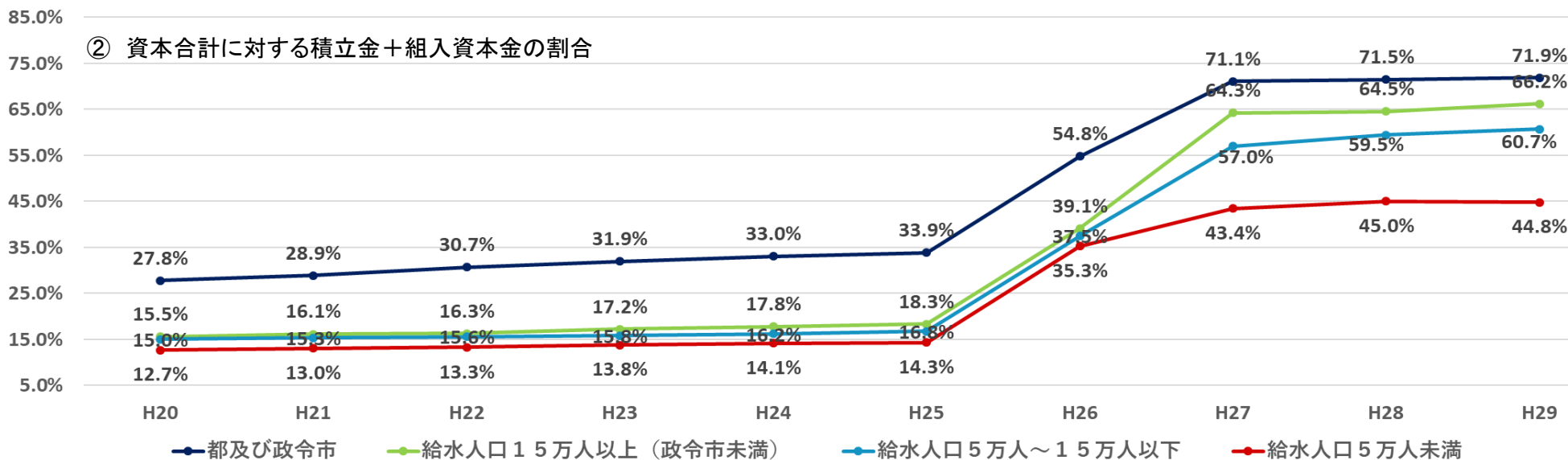


# 水道事業における積立金及び組入資本金の推移⑤

① 資産合計に対する積立金＋組入資本金の割合



② 資本合計に対する積立金＋組入資本金の割合



# 上水道事業における積立金の状況と利益処分の考え方

団体規模	団体名	積立金名称	※1			利益の 処分方法	※2	
			H29積立額(千円) (平成28年度決算書 剰余金処分額)	平成29年度末 積立金残高(千円)	H30積立額(千円) (平成29年度決算書 剰余金処分額)		利益処分の考え方 (条例内容や金額の決定方法等)	資本金への組み入れ
都道府県	A	減債積立金	—	0	20,046,779	①	条例により、1/20を下らない金額(及び建設改良積立金・大規模浄水場更新積立金処分後の残額)を計上	①
		建設改良積立金	—	0	400,000	③	当初予算において予定処分額を計上し、議会の議決を得る	
		大規模浄水場更新積立金	—	42,621,893	9,300,000	②	議会の議決により、当年度純利益から減債積立をあらかじめ確保し、議決済みの建設改良積立金を除いた額の1/3を計上	
政令市	B市	建設改良積立金	2,907,050	0	4,351,531	③	当年度純利益のうち、予定処分額を除いた金額について、建設改良積立金として議会の議決を経て処分	①
		水道施設更新積立金	2,000,000	15,600,000	0	③	将来見込まれる大規模改修に備え、決算での財政状況を踏まえつつ、利益剰余金の一部を水道施設更新積立金として積立て	
	E市	建設改良積立金	500,000	0	3,822,092	②	未処分利益剰余金の内、現金の裏付けのない額は資本金として処分し、残り全額を建設改良積立金として処分	①
中核市	F市	減債積立金	1,332,523	1,332,530	1,365,350	③	翌年度及び翌々年度の元利償還金の合計になるように積立て	①
		建設改良積立金	522,026	2,149,602	593,655	③	当年度純利益から減債積立金への積立額を除いた額を翌年度以降の建設改良費に充当	
		災害対策準備金	0	340,000	0	③	H9料金改定時に災害発生時の準備金として積立て	
	I市	減債積立金	0	1,957,339	0	③	金額等は将来の施設改良費用等を鑑み、議会の議決によって決定	①
		建設改良積立金	2,156,114	4,715,928	1,332,395	③	金額等は将来の施設改良費用等を鑑み、議会の議決によって決定	
給水人口 10万人	J市	減債積立金	0	82,835	0	③	利益が出た際にその都度方針を定め、処分(議決)	②
		利益積立金	0	1,606,407	0	③	利益が出た際にその都度方針を定め、処分(議決)	
		建設改良積立金	470,000	1,470,000	340,000	③	利益が出た際にその都度方針を定め、処分(議決) (なお、この数年は、当年度未処分利益剰余金のうち端数(1千万円未満の額)を除いた額を積立て)	
	M市	減債積立金	25,100	40,378	22,800	②	制度改正前に法定積立金であった時の方法を踏襲しており、最低額である純利益の20分の1を計上し、議会の議決を経て処分	①
		建設改良積立金	334,000	1,199,497	303,000	②	純利益から減債積立金を除いた後の70%(10万円台を切り上げ)を計上し、議会の議決を経て処分。(ただし、純利益の金額を考慮のうえ判断)	
給水人口 5万人	N市	減債積立金	24,000	200,000	22,000	③	純利益の20分の1以上を目安として積立て	②
		建設改良積立金	500,000	1,500,000	500,000	③	将来の施設建替等を予測し、可能な限り積立て	
	Q市	減債積立金	165,212	1,028,841	158,303	①	条例に基づき、繰越欠損金を埋めた後の残額の20分の1を下らない金額(企業債の額から減債積立金の積立額を控除した額が欠損金補填残額の20分の1に満たない場合にあっては、その額)を企業債の額に達するまで、減債積立金として積立て	①
		利益積立金	0	491,015	0	①	条例に基づき、企業債を有していないか、又は企業債を有しているも企業債と同額まで当該積立金を積み立てている場合は、欠損金補填残額の20分の1を下らない金額(減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあっては、欠損金補填残額の20分の1から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額)を利益積立金として積立て	
		建設改良積立金	0	670,956	0	①	条例において、減債積立金及び利益積立金を積み立て、なお利益に残額がある場合は、その残額の全部又は一部を利益積立金又は建設改良積立金として積み立てることができる旨を規定	
給水人口 1万人	R村	減債積立金	0	67,000	0	③	利益が出た際にその都度方針を定め、処分(議決)	②
		建設改良積立金	20,996	1,831,712	18,175	③	利益が出た際にその都度方針を定め、処分(議決)(※優先的に積立)	
	S町	減債積立金	0	60,000	0	③	利益が出た際にその都度方針を定め、処分(議決)(※近年新たな積立てはなし)	①
		建設改良積立金	75,000	413,600	70,000	②	議会の議決による処分(※営業利益相当分)	

※年間総有収水量1m<sup>3</sup>あたりの利益剰余金が多い団体から規模別に2団体ずつ選出

※1 利益処分の方法…①条例により処分、②内部ルールを定め、定例的に処分(議決)、③利益が出た際にその都度方針を定め、処分(議決)

※2 積立金使用後の資本金への組入…①旧令第25条と同様のルールを定め、組入れを実施、②組入れを実施していない(未処分利益剰余金のまま)

# 水道・下水道事業における基金等の状況

## 水道事業 基金上位10事業(H29決算)

団体名	区分	基金残高 (百万円)	組入資本金 (百万円)	利益剰余金合計 (百万円)	積立金合計 (百万円)				当年度未処分利益剰余金 (百万円)	
					減債積立金	利益積立金	建設改良積立金	その他積立金		
A市	末端	20,816	143,306	14,480	6,366	0	0	6,366	0	8,114
B市	末端	7,690	164,172	30,269	0	0	0	0	0	30,269
C企業団	用水	5,039	11,652	1,158	0	0	0	0	0	1,158
D市	末端	4,061	54,036	3,570	0	0	0	0	0	3,570
E市	末端	3,502	0	1,950	562	141	73	348	0	1,388
F市	末端	3,239	3,761	1,415	606	333	0	273	0	808
G町	末端	2,241	0	535	223	40	93	90	0	312
H市	末端	2,164	148,173	2,887	1,248	0	0	1,248	0	1,639
I市	末端	2,001	148	858	174	0	100	74	0	684
J市	末端	1,990	68,844	6,328	2,700	0	0	2,700	0	3,628

## 下水道事業(法適用) 基金上位10事業(H29決算)

団体名	区分	基金残高 (百万円)	組入資本金	利益剰余金合計 (百万円)	積立金合計 (百万円)				当年度未処分利益剰余金 (百万円)	
					減債積立金	利益積立金	建設改良積立金	その他積立金		
K市	公共	9,076	34,424	3,719	0	0	0	0	0	3,719
L市	公共	6,628	74,225	6,223	0	0	0	0	0	6,223
M県	流域	3,383	3,243	2,240	0	0	0	0	0	2,240
N市	公共	1,565	3,789	7,657	2,582	2,582	0	0	0	5,075
O市	農集	1,185	0	-19	0	0	0	0	0	-19
P市	公共	820	0	-200	0	0	0	0	0	-200
Q町	特定環境	741	0	-153	0	0	0	0	0	-153
R市	特定環境	584	0	-173	0	0	0	0	0	-173
S市	公共	503	1,304	-29	0	0	0	0	0	-29
T市	公共	380	0	81	0	0	0	0	0	81